⒀　競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じて行う。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒂　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。
⒃　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : UOTANI Satoshi Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work ⑹ of the incidental facility for the waterway, Port of Kobe
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2 : 00 P.M 13 February 2024
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M 10 April 2024 (tenders brought with : 2 : 00 P.M 10 April 2024 or submitted by mail : 2 : 00 P.M 10 April 2024)
⑹　Contact point for tender documentation : HAMAGAMI Koji Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年１月12日
国立研究開発法人
国立国際医療研究センター理事長
國土　典宏

◎調達機関番号　822　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国立研究開発法人国立国際医療研究センター新法人研修棟新築整備事業
⑶　工事場所　東京都新宿区戸山１―21―１
⑷　工事概要　国立研究開発法人国立国際医療研究センター新法人研修棟新築整備事業は、選定された事業者が、新法人研修棟の設計（基本設計・実施設計）及び施工業務等を一括して行う方式（設計施工一括方式）により実施するものである。
⑸　工期　令和８年３月31日
2　競争参加資格
⑴　応募者の構成等　応募者は、本事業への参加を希望する単体又は複数の企業で構成されるグループとする。なお、複数の企業で構成されるグループによる参加の場合は、施工業務にあたる者のうち主たる者、若しくは施工業務に当たる者が単独の場合はその者を代表企業とし、代表企業以外の企業は構成企業とする。なお、参加手続きは代表企業が代表して行い、通知等は代表企業に対してのみ行う。
⑵　代表企業及び構成企業全者に共通する参加資格要件
ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号に掲げる者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
イ　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
ウ　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。
㈠　契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㈡　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
㈢　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
㈣　監督又は検査の実施に当たり職員及び理事長が委託した者の職務の執行を妨げた者
㈤　正当な理由なく契約を履行しなかった者
㈥　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
㈦　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
㈧　前各号に類する行為を行なった者
エ　ウに該当する者を入札代理人として使用しない者
オ　参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長又は理事長から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
カ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
キ　国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約事務取扱細則第４条第４項の規定に基づき理事長が定める資格を有するものであること。
ク　国立研究開発法人国立国際医療研究センター反社会的勢力への対応に関する規程第２条の各号に該当しないものであること。
⑶　業務別の参加資格要件
ア　設計業務に当たる者の参加資格要件
㈠　厚生労働省一般競争参加資格「建築関係コンサルタント」のＡ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の一般競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東・甲信越地域における一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、国立国際医療研究センターの契約事務取扱細則第４条第４項に定めるものを含むこととする。
㈡　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条第１項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
㈢　削除
㈣　管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
①　一級建築士の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。
③　削除。
㈤　意匠担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること
①　一級建築士の資格を有すること。
②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。
③　削除
④　本業務に専任で配置できること。（基本設計に着手し、実施設計及び関連する諸手続が終了するまでの期間に限る。）